

令和7年5月21日

市政記者クラブ 様

財政局税務部市民税課
担当 野崎 元宏（電話972-2351）

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
の誤封入について

下記のとおり市税に関する文書の誤封入が発生しましたので、ご報告します。

記

1 内容

令和7年5月14日、A社に対し、誤ってB社の一部の従業員に係る令和7年度分市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）（以下「通知書」という。）を送付した。

同月20日、A社から電話により、A社の通知書にB社の通知書が同封されていたとの連絡をいただき、誤封入が発覚した。

2 漏洩した情報

B社の名称並びに従業員（全6名）に係る住所及び氏名

※ 通知書は圧着式であり、印字面を開く前に回収したことから、税額等の情報は漏洩していない。

※ マイナンバーは印字されていない。

3 原因

本件通知書については、委託業者において封入作業が行われ、そのまま郵便局に搬入することとなっている。

作成した通知書は、仕分けを機械で行い、担当者が封筒に封入することとなっているが、誤封入に気付かないまま発送してしまった。

4 対応

A社へ伺って謝罪をし、通知書を回収するとともに、B社に速やかに連絡を取って状況の説明と謝罪を行った。

なお、現在、委託業者に対し、同様の誤りがないかの確認を行っている。

5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことが発生しないよう、委託業者及びその従業員に対して個人情報の重要性を周知・徹底させるとともに、委託業者から事務処理手順に関する詳細な報告をさせ、事務処理手順の改善を指導する。